

宿泊税税率改正に伴う 実務者説明会

- ① 宿泊税特別徴収事務(申告・納入等)の変更点説明について
- ② 令和8年度長崎市宿泊税システム整備費補助金について
- ③ 宿泊税の電子申告の変更点・注意点について
- ④ ポスター・チラシ等配布スケジュールについて
- ⑤ 質疑・応答



令和8年10月22日
市民税課 諸税係

資料の確認(受付配布資料)

- ① 次第
- ② スライド資料
- ③ 宿泊税の制度概要(R9.4.1税率改正後)
- ④ 宿泊税税率改正概要説明資料
- ⑤ 令和9年3月から6月までの申告・納入について(変更点)
- ⑥ 令和8年度長崎市宿泊税システム整備費補助金募集要項
- ⑦ 補助金申請から補助金交付までの流れ
- ⑧ 長崎市宿泊税の電子申告(変更点・注意点)
- ⑨ 今後のスケジュール

【参考資料】

- ・補助金申請様式等
- ・令和8年度長崎市宿泊税システム整備費補助金及び広報物送付先確認票

①宿泊税特別徴収事務(申告・納入等)の変更点説明について

宿泊税の制度概要 (R9.4.1 税率改正後)

◆宿泊税の目的
都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを目的としています。

◆納入方法等
《特別徴収制度》

※旅館業や住宅宿泊事業を営む方

《申告納入》
特別徴収義務者は、毎月末日までに前月分の宿泊税を、施設ごとに「宿泊納入申告書」により申告し、申告額を納入します。

《過料、罰則》
特別徴収義務者が、宿泊税に係る帳簿の記載や保管義務に違反した場合、必要な納税管理人を申告しなかった場合は過料、罰則があります。

◆納税義務者 長崎市内の旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設の宿泊者

税額	宿泊料金 (税抜き)	税額
6千円未満		100円
6千円以上 2万円未満		300円
2万円以上		600円

※宿泊料金がからまない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

宿泊料金に含まれるものの例	宿泊料金に含まれないものの例
宿泊に係る対価として宿泊者の意思に 関わらず支払うべき金額 ・利用代 ・寝具使用料 ・入浴代 ・寝交代 ・サービス料、事務料 ・宿泊補助金や宿泊助成金など、宿泊者 以外の者がその宿泊に関して支払う額	・食事代 ・遊興費 ・会議室の利用、休憩及びこれに類する利用行為に係る料金 ・消費税、地方消費税、入湯税などの税 ・自動車代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金 ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

◆課税免除
修学旅行等の学校行事、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会での宿泊は課税免除とします。
課税免除の詳細については、特別徴収事務の手引き及び長崎市ホームページに掲載しております。

◆税率改正日 令和9年4月1日(この日以後の宿泊に対し、その宿泊者に適用)

資料③

宿泊税税率改正概要説明資料

資料④

現状

6,000円未満
100円

据置き

6,000円～10,000円
100円

+200円

10,000円～20,000円
200円

+100円

20,000円以上
500円

据置き

改定後

6,000円未満
100円

6,000円～10,000円
300円

10,000円～20,000円
300円

20,000円以上
500円

現 行		改 正 後	
宿泊料金	税 率	宿泊料金	税 率
10,000円未満	100円	6,000円未満	100円
10,000円以上 20,000円未満	200円	6,000円以上 20,000円未満	300円
20,000円以上	500円	20,000円以上	500円

※令和9年4月1日宿泊分
から新税率適用
宿泊月の翌月末が申告・納付期限
であるため、令和9年3月宿泊分（
4月申告）までは旧税率となり、4
月宿泊分（5月申告）から新税率と
なります。

特例申告を利用されている場合は、
旧税率と新税率で分けて申告いただく
必要があります。（別途ご案内予定）

令和9年3月から6月までの
申告・納入について(変更点)

資料⑤

3月

4月

5月

6月

特例承認の場合、3月宿泊分（旧税率）と4月、5月宿泊分（新税率）が違うため、様式を分けて提出していただく必要があります。

3月宿泊分
徴 収

旧税率
申告・納入

4月宿泊分
徴 収

新税率
申告・納入

5月宿泊分
徴 収

新税率
申告・納入

3月31日宿泊分までは
現行の税率で宿泊税を徴
収いただき、現行様式で
4月末までに申告・納入
することになります。

4月1日宿泊分から新税
率で宿泊税を徴収いた
だき、新しい申告様式で申
告・納入することになり
ます。

新税率での宿泊税の申告・納入と
なります。
ただし、特例承認（3か月毎の申
告）の場合は、令和9年3月宿
泊分のみ旧税率の申告・納入を行う
必要があります。

令和9年4月は税率改正のため、特に注意が必要です。

②令和8年度長崎市宿泊税システム整備費補助金について

7

令和8年度長崎市宿泊税システム整備費補助金募集要項について

令和8年度 長崎市宿泊税システム整備費補助金[※]

募 集 要 項[※]

長崎市市民税課[※]

資料⑥

資料⑦

別紙資料説明

1. 事業の目的[※]

令和8年4月1日からの宿泊税税率見直しに伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、宿泊税特別徴収義務者を対象にシステム整備を支援するために、予算の範囲内において既存のレジシステムの改修又はシステムを未導入の宿泊施設が令和8年度からの新税率見直しを機に新たなレジシステムを構築する場合に構築費の一部を補助します。[※]

2. 補助対象者：長崎市宿泊税の特別徴収義務者[※]

宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム整備を行う、次の要件を満たす者。[※]

- (1) 長崎市宿泊条例第8条第1項の規定により、「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出していること。[※]
- (2) 法人：市税、事業税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。[※]
- 個人：市税の未納がないこと。[※]
- (3) 長崎市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者に該当していないこと。[※]

3. 補助の内容[※]

(1) 補助率・限度額[※]

補助率 2分の1（千円未満切捨て）[※]

補助限度額 システム改修にあっては30万円を、システム構築にあっては50万円を上限とします。[※]

(2) 補助対象経費[※]

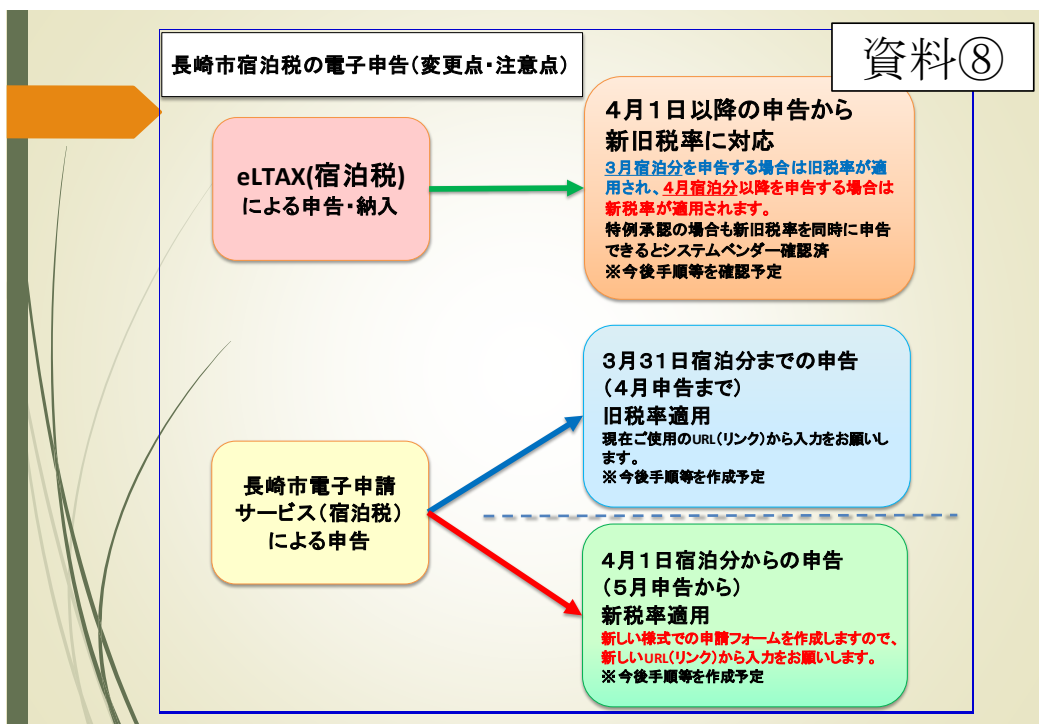
長崎市宿泊税の税率改正に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築に係る経費（消費税及び地方消費税を含まない）[※]

※宿泊施設ごとの申請となります。[※]

8

③ 宿泊税の電子申告の変更点・注意点 について

9



10

④ポスター・チラシ等配布スケジュール
について

11

資料⑨

今後のスケジュール								令和8年10月22日		
項目	内容	令和8年度						令和9年度		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
説明会の開催	税率改正に伴う実務者説明会	実務者説明会での説明、ホームページ等掲載						新税率 宿泊税 徴収開始		
システム整備費補助金 交付申請手続き	説明・申請書配布	実務者説明会での説明、ホームページ等掲載								
	申請受付・支払い	随時申請受付(1月末まで)→実績報告・支払い								
印刷物の作成	税率改正チラシ作成	発注	→	納品	配布					
	新税率ポスター・チラシ作成	発注	→	納品	配布					
広報・周知	新ポスター等周知・掲載依頼				掲載依頼				掲載依頼	
	市ホームページ(申告・補助)	公開	周知						周知	
宿泊税手引きの修正	宿泊事業者向けマニュアル		配布							
特別徴収事務報償金	R8年度申告納付分								報償金支払い	

12

長崎市宿泊税の税率改正周知予定について

区 分	周知先・周知依頼先	周知内容
旅行団体	全国旅行業協会	・社内での周知 ・インターネット予約サイトでの表示（本市宿泊税の概要の掲載や、予約申し込み画面における宿泊税の支払方法の表示など）や各宿泊施設との調整などの協力依頼予定
	日本旅行業協会	
	長崎県旅行業協会	
	観光経済新聞・旅行新聞新社	
OTA	じゃらん	・社内での周知 ・インターネット予約サイトでの表示（本市宿泊税の概要の掲載や、予約申し込み画面における宿泊税の支払方法の表示など）や各宿泊施設との調整などの協力依頼予定
	JTB(るるぶ)	
	楽天	
	その他	
旅行代理店	市内、市外	
	県外	
その他	県生活衛生課	・制度の周知予定
	市生活衛生課	
	市指定管理所管課	
	九州北部税理士会長崎支部 建設業団体	

⑤ 質疑・応答